

◎ 財政法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)(本則関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第三章 予算</p> <p>第二節 予算の作成</p> <p>第十六条 予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。</p> <p><u>第十六条の二 内閣は、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律(令和五年法律第 号)第十条第一項各号に掲げる事項についての推計の結果を踏まえ、三年ごとに、翌年度以降の三箇年度における予算の作成の基本的な方針を定めなければならない。</u></p> <p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 財務大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を</p>	<p>第三章 予算</p> <p>第二節 予算の作成</p> <p>第十六条 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 財務大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を</p>

作製し、閣議の決定を経なければならない。

② 〔略〕

③ ~~第一項の概算は、第十六条の二の基本的な方針と整合性のとれたものでなければならない。~~

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添付して、これを翌年度の九月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度の十一月二十日までに国会に提出するものとする。

② 〔略〕

~~第四十条の二 内閣は、国会における決算の審議の経過及び結果を、当該決算に係る年度の翌々年度以降の年度の予算の作成に当たり、十分に考慮しなければならない。~~

作製し、閣議の決定を経なければならない。

② 〔略〕

〔新設〕

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添付して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 〔略〕

〔新設〕

改 正 案	現 行
<p>(増減及び現在額報告書、総計算書)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度九月三十日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。</p> <p>第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度の十一月二十日までに国会に報告するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(増減及び現在額報告書、総計算書)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。</p> <p>第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>(無償貸付状況報告書、総計算書)</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度九月三十日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。</p>	<p>(無償貸付状況報告書、総計算書)</p> <p>第三十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。</p>

第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度の十一月二十日までに国会に報告するものとする。

2 〔略〕

第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 〔略〕

○沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(決算報告書等の会計検査院への送付)</p> <p>第二十条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の財務諸表を添え、翌年度の九月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>	<p>(決算報告書等の会計検査院への送付)</p> <p>第二十条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>

○国稅收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国稅收納金整理資金受払計算書)</p> <p>第十六条〔略〕</p> <p>2 内閣は、前項の国稅收納金整理資金受払計算書を、翌年度の九月三十日までに會計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(国稅收納金整理資金受払計算書)</p> <p>第十六条〔略〕</p> <p>2 内閣は、前項の国稅收納金整理資金受払計算書を、翌年度の十月三十日までに會計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>(国会への報告等)</p> <p>第四十条 [略]</p> <p>2 内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、  <u>翌年度の九月三十日</u>までに、会計検査院に送付しなければならない。                      い。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(国会への報告等)</p> <p>第四十条 [略]</p> <p>2 内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、  <u>翌年度の十一月三十日</u>までに、会計検査院に送付しなければならない。                      ない。</p> <p>3 [略]</p>

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第三十条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣は、前項の規定により有償資金協力業務に係る決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、<u>翌事業年度の九月三十日</u>までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。</p> <p>4～6 〔略〕</p>	<p>第三十条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣は、前項の規定により有償資金協力業務に係る決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、<u>翌事業年度の十一月三十日</u>までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。</p> <p>4～6 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>(決算報告書の会計検査院への送付)</p> <p>第四十五条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添え、翌年度の九月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>	<p>(決算報告書の会計検査院への送付)</p> <p>第四十五条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>

○株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(決算報告書の会計検査院への送付)</p> <p>第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の九月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>	<p>(決算報告書の会計検査院への送付)</p> <p>第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(国会への報告等)</p> <p>第三十八条〔略〕</p> <p>2 内閣は、前項の物品増減及び現在額総計算書を前条の報告書とともに、<u>翌年度九月三十日</u>までに、会計検査院に送付しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(国会への報告等)</p> <p>第三十八条〔略〕</p> <p>2 内閣は、前項の物品増減及び現在額総計算書を前条の報告書とともに、<u>翌年度十月三十一日</u>までに、会計検査院に送付しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>